

～ 申請方法 ～

①申請する（未着工の店舗が対象です）

- 交付申請書と次の書類一式を提出してください。
 - ・ 住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書等）
 - ・ 工事請負契約書の写し
 - ・ 工事内訳書
 - ・ 改修設計図書
 - ・ 施行者の建設業登録（建設業許可通知書）
 - ・ 法人登録（履歴事項全部証明書等）の写し
 - ・ 承諾書（賃借人が手続きを行う場合）
 - ・ その他、市長が必要と認める書類

②助成金の交付決定

- 書類審査後、助成金の交付が決定したら、市から連絡します。
- 商工労政課より「交付決定通知書」をお渡しします。
（交付決定があるまでは工事に着手しないでください。）
（書類審査には1週間程度かかります。）

③着手するとき

- 工事着手届と次の書類を提出してください。
 - ・ 工事着手前の状況を撮影した写真（日付確認及び改修部分が確認できるもの）

④工事内容に変更が発生したとき

- 工事費が増額になったとき（増額助成無）
 - ・ 変更承認申請は不要です。
- 工事費が減額になったとき（減額助成有）
 - ・ 工事費の減額、施行業者の変更などがあった場合、変更承認申請書を提出してください。
 - ・ 変更分のみ、次の書類一式を提出してください。
 1. 工事請負契約書の写し
 2. 工事内訳書（建設工事費用の積算内容がわかる見積書など）
 3. 改修設計図書
 4. 施行業者の建設業登録、法人登録（履歴事項全部証明書等）の写し
- 工事を延期したとき
 - ・ 変更承認申請書を提出してください。
（工期が大幅に延期した場合は、助成金交付決定を取り消すことがあります。）

⑤工事を取り止めたとき

- 工事中止届を提出してください。

⑥工事が完了したら

- 工事完了届と次の書類を提出してください。
 - ・ 改修部分の写真（改修部分すべて）
 - ・ 工事費の支払いを確認できる書類（領収書の写し等）

⑦助成金の確定

- 担当職員が完了した店舗の確認・検査をします。
- 申請通りの施行が確認できれば市役所で助成金の確定手続きを行い、終了次第連絡します。
- 商工労政課で「確定通知書」をお渡しします。

⑧助成金の請求

- 助成金の確定通知を受け取ったら、請求書と通帳の写し（金融機関名、口座名義、口座番号のわかるもの）を提出してください。
- 助成金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

⑨助成金の振込

～ 注意事項 ～

- ①深川市起業支援・店舗改装等助成要綱（旧深川市空き地空き店舗活用事業助成要綱・深川市店舗リフォーム助成要綱を含む）、深川市住宅持家促進助成要綱、深川市住宅バリアフリー改修助成要綱、深川市住宅リフォーム助成要綱、深川市感染予防対策店舗リフォーム促進助成金交付要綱、深川市緊急経済対策住宅リフォーム助成要綱の規定により、過去5年間に助成金を受けた方は助成金を受けることができません。
- ②店舗と併せて行う併用部分の内装リフォームは助成対象となりません。
- ③宗教施設は助成対象となりません。
- ④市税に滞納がある場合は助成金を受けることができません。
- ⑤助成金の手続きを済ませずに工事に着手した場合は助成金を受けることができません。
- ⑥工事着手前後の写真の添付が必要となります（日付確認及び改修部分が確認できるもの）。
- ⑦助成回数は同一の申請者に対して原則1回限りとなります。
- ⑧助成対象外工事があるため、申請の際に提出された見積書から対象外の工事に係る費用を除いた工事費が確認できなければ助成金を受けることができません。

問合せ先

深川市 経済・地域振興部 商工労政課 商工労政係

TEL 0164-26-2264